

葉山港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、葉山港の管理に関する基本協定書第7条第3項の規定に基づき、葉山港指定管理者が行う施設の利用承認等の業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、別に定めのあるものを除くほか、港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号。以下「条例」という。）及び港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則（昭和39年神奈川県規則第126号。以下「規則」という。）の例による。

(施設の利用時間等)

第3条 第2南物揚場、臨港道路附属駐車場（以下「駐車場」という。）及び港湾管理事務所を除く指定管理業務に係る施設の利用時間及び申請書等の受付時間は、次のとおりとする。

(1) 施設の利用時間

ア 7月1日から8月31日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日等」という。） 午前7時30分から午後7時まで

イ その他の期間 午前8時から午後6時まで

(2) 申請書等の受付時間（港湾管理事務所に係るものを含む。）

ア 7月1日から8月31日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日等 午前7時30分から午後6時まで

イ その他の期間 午前8時から午後5時まで

第2章 係留施設及び陸置施設の利用承認

(利用承認の対象)

第4条 係留施設（西物揚場、西中央物揚場、西船揚場、固定栈橋及び浮栈橋に限る。以下第2章及び第3章において同じ。）及び陸置施設の利用承認は、ディンギーヨット、クルーザーヨット及びモーターボートを対象に、当該船舶の所有者に対して行うものとする。

2 前項に規定する船舶のほか、指定管理者は、横須賀土木事務所長（以下「所長」という。）と協議の上、同項に規定する船舶以外の船舶の利用に係る利用方針を定め、当該船舶に係る利用承認を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、臨時的又は一時的な利用であつて指定管理者が特に必要と認める船舶については、利用を認めることができる。

(施設の利用区分)

第5条 指定管理者は、所長の承認を得て、係留施設及び陸置施設に関し、艇（前条に規定する利用承認の対象となる船舶をいう。以下同じ。）を保管する区画を定め、1月以上の艇の利用

(以下「一般利用」という。)に供する施設(以下「一般利用施設」という。)及び1月未満の利用(以下「短期利用」という。)に供する施設(以下「短期利用施設」という。)を決定するものとする。

- 2 指定管理者は、前項の施設の区画を変更し、又は当該区画を一般利用施設から短期利用施設に変更し、若しくは短期利用施設から一般利用施設に変更するときは、あらかじめ所長に協議しなければならない。
- 3 西船揚場については、条例第6条第3項第2号により専ら漁業に従事する船舶を運航する者が専ら漁業のために利用する場合は、利用の承認を要しないものであるが、指定管理者は、漁船の係留状況等について常時確認し、施設の利用区分に応じた適正な利用となるよう努めなければならない。

(一般利用施設の募集)

第6条 一般利用施設に係る一般利用は、次項に定める募集要項にしたがって指定管理者が募集し、当該募集結果に基づき利用の承認を行うものとする。

- 2 募集要項は、一般利用施設に空きが生じたとき、指定管理者が所長の承認を得て定めるものとする。

(短期利用施設の利用)

第7条 短期利用施設の利用承認は、施設の利用状況を勘案し、10日間を限度に認めるものとする。

- 2 前項の期間の算定は、24時間を1日として計算するものとする。
- 3 指定管理者は、短期利用を繰り返すことにより、利用期間が1月以上となる場合は、当該短期利用に係る利用の承認を拒まなければならない。ただし、利用期間が1月以上となることにつき事情やむを得ないと指定管理者が認める場合は、この限りでない。

(一般利用施設の短期利用)

第8条 第6条の規定にかかわらず、指定管理者は、一般利用施設に空きがある場合であって、管理上支障がないと認められるときは、当該施設の短期利用に係る承認を行うことができる。

(利用承認の申請)

第9条 指定管理者は、一般利用に係る利用承認の申請を行おうとする者に対して、次の書類を提出させるものとする。

- (1) 係留施設利用承認申請書(第1号様式)又は陸置施設利用承認申請書(第2号様式)
- (2) 誓約書(第3号様式)
- (3) クルーザーヨット及びモーターボート(以下「クルーザーヨット等」という。)にあっては、小型船舶の登録等に関する法律第14条に規定する「登録事項証明書」の写し
- (4) 住民票
- (5) 利用承認申請に係る艇のカラー全形写真(手札型)1枚
- (6) 利用承認を申請する者の利用の範囲内で共に利用する者を登録する場合は、共同利用者

名簿（第4号様式）

- (7) その他指定管理者が必要と認めるもの
- 2 指定管理者は、短期利用に係る利用承認の申請を行おうとする者に対して、次の書類を提出させるものとする。
- (1) 臨時係留施設利用承認申請書（第5号様式）又は臨時陸置施設利用承認申請書（第6号様式）
- (2) その他指定管理者が必要と認めるもの
- 3 第1項第6号に規定する共同利用者名簿への登載人数は、ディングーヨットにあつては4名、クルーザーヨット等にあつては9名までとし、共同利用者は、次の基準を満たす者であることを要するものとする。
- (1) 他の艇の申請者又は共同利用者として登録されている者でないこと。
- (2) クルーザーヨット等にあつては、当該申請に係る艇の所有権（共同所有を含む。）を有すること。
- 4 条例第6条第2項各号に掲げる船舶が係留施設及び陸置施設を利用する場合は、利用の承認を要しないものであるが、指定管理者は、施設の利用状況等を踏まえ、管理運営上必要な指導等を行うものとする。

（利用通知書）

- 第10条** 指定管理者は、利用承認申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、当該申請を承認することについて支障がないと認めるときは、次条に規定する艇の確認及び利用承認を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般利用施設の募集に伴う利用の承認の場合にあつては、指定管理者は、当該募集に対する申込内容を審査の上、利用を認めることが適当と認められた者に対し、あらかじめ利用通知書（第7号様式。以下「通知書」という。）を交付し、利用承認申請書の提出を指導するものとする。

（艇の確認及び利用承認）

- 第11条** 指定管理者は、申請の対象となつた艇を利用開始の日（一般利用に係る申請にあつては、艇の確認等の期日まで）に持参させ、申請者立会いのもと、その艇が使用に耐えるものであること、船長（係留又は陸置きするときに艇に設置されている金具及び船外機等の附属品（以下「附属品」という。）を含めた長さ（別表第1）とし、船台等は含めないものとする。以下同じ。）の実測、艇及び附属器具（附属品及び船台等をいう。以下同じ。）が係留施設又は陸置施設の規格の範囲内に収まるか等を確認し、支障がないと認めるときは、第2項及び第3項並びに次条の規定に基づき、利用の承認を行うものとする。
- 2 利用の承認に当たっては、利用料相当額の証紙が貼付されていることを確認の上、申請書の証紙貼付箇所に確認印を押印し、申請者に利用を承認する旨の通知書（第8号様式）を交付するものとする。ただし、短期利用に係る承認にあつては、指定管理者は、第8号様式に代えて、別の様式を定めることができる。
- 3 前条第2項に規定する利用通知書の交付を受けた者が第1項に規定する期日までに艇の確認等の手続をしない場合は、利用承認をしないものとする。ただし、あらかじめ指定管理者に届

け出て承認を受けた者については、この限りではない。

- 4 指定管理者は、前条の申請内容を審査の結果、利用を承認することが不適当と認めた場合は、この旨の通知（第9号様式）をするものとする。

（減免申請の取扱い）

- 第12条** 指定管理者は、条例第12条第2項第6号に該当する艇（別表第2に掲げる艇をいう。）に関し減免の申し出があった場合は、施設利用料減免申請書（第10号様式）、別表第2に掲げる艇であることを証する資料その他必要な書類の提出を指導し、審査の上、承認の見込みがあると認められるときは、申請書の指定管理者意見欄にその旨を記して所長に回付するものとする。
- 2 所長は、指定管理者から回付された減免申請書を審査の上、減免することが適当であると認めたときは、指定管理者を経由して施設利用料減免決定通知書（第11号様式）を申請者に交付するものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、別表の(1)から(4)までに掲げる艇（一般利用の新規利用艇及び別表第2の(4)に掲げる団体が毎年度最初に減免申請する艇を除く。）に関し、当該艇であることを証する資料その他必要な書類の提示（一般利用にあつては、提出。）を受け、当該艇であることが確認できる場合には、所長から利用料減免決定通知書の交付があったものとみなし、第1項による所長への回付を省略することができる。
 - 4 指定管理者は、施設利用料減免決定通知書の交付とあわせて減免申請がなされた艇の利用の承認を行うものとする。
 - 5 前4項に規定するもののほか、所長と指定管理者は、協議の上、減免申請の取扱いに関する運用方法を定めることができる。
 - 6 指定管理者は、条例第12条第1項に該当する艇による係留施設及び陸置施設の利用については、所長からの利用料免除に係る通知を受けて利用の承認を行うものとする。

（継続して利用する場合の申請等）

- 第13条** 指定管理者は、一般利用を承認した者に対し、利用承認をした期間の満了後も引き続き利用しようとする場合は次項の手続を行う必要がある旨了知するための文書（第12号様式）を送付するものとする。
- 2 指定管理者は、利用承認を受けた者が、利用承認を受けた期間の満了後も引き続き利用しようとする場合は、利用承認を受けた期間の満了日の前45日から15日までの間に、第9条の規定による手続を行わせなければならない。ただし、病気その他の特別な理由により利用承認を受けた者に手続を行わせることができない場合及び管理運営上所長が特に必要とする場合は、指定管理者は利用承認期間満了までを限度に手続期間を変更することができる。
 - 3 指定管理者は、前項の規定に基づく手続につき、第9条第1項第2号から第7号までの書類の一部の提出を省略することができるものとする。
 - 4 指定管理者は、前項の規定に基づく申請があった場合、審査の結果、施設を引き続き利用させることについて特別の支障があると認められる場合を除き、これを承認するものとする。ただし、病気その他の特別な理由がなく、利用承認を受けた期間中に出港しなかった者に対しては承認しないことができる。

- 5 指定管理者は、前項ただし書に規定する者に対しては、あらかじめ、引き続き利用承認できないこととなる旨を文書（第13号様式）で警告するものとする。
- 6 指定管理者は、第4項の承認をする場合には、第10条第2項の利用通知書の発行及び第11条第1項の利用艇の確認を省略することができる。

（施設利用場所の指定等）

- 第14条** 指定管理者は、一般利用を承認した者に対しては、係留又は陸置する場所を指定し、指定した場所以外の利用は認めないものとする。
- 2 指定管理者は、短期利用を承認した者に対しては、施設の利用状況に応じて、利用場所を指定するものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、係留場所又は船舶保管場所の変更について、次の各号に掲げる要件を満たした場合は、これを認めることができる。
 - (1) 現在利用承認を受けている艇相互間の保管場所の交換であること。
 - (2) 交換に係る係留場所又は船舶保管場所の利用者の合意による申請に基づくものであること。
 - (3) 異動先に係る係留場所又は船舶保管場所の規格の範囲内であること。
 - (4) その他管理運営上支障がないこと。
 - 4 前項に規定する係留場所等の変更は、利用者の公平性に配慮した方法により定期的に行うものとし、その手続は、指定管理者が定めるものとする。
 - 5 指定管理者は、係留施設及び陸置施設の管理上特に必要があると認めるときは、係留若しくは陸置場所の指定の変更、これらの施設の利用の方法の変更又は利用の中止をさせることができる。

（利用承認事項等変更の届出）

- 第15条** 指定管理者は、利用承認を受けている期間中に、利用承認を受けた者の住所、氏名、連絡先、附属器具（船台等を除く。）等に変更があった場合、又は共同利用者の住所、氏名に変更があった場合には、遅滞なく、利用承認事項等変更届（第14号様式）に関係書類を添えて提出させるものとする。
- 2 指定管理者は、利用承認事項等変更届が提出されたときは、内容を確認し、施設利用者台帳に所要の修正等を行うものとする。
 - 3 指定管理者は、利用承認を受けた者が、附属器具（船台等を除く。）を変更した場合で、前項の確認により、変更後の船長が利用承認を受けた船長を超え、条例の料金区分が変更となる場合には、第1項の手続のほか、第9条、第11条及び第12条の規定に基づく手続を行わせるものとする。
 - 4 指定管理者は、前項の規定に基づく第9条の手続につき、同条第1項第2号から第7号まで又は同条第2項第2号の書類の一部の提出を省略することができるものとする。

（共同利用艇の取扱い）

- 第16条** 指定管理者は、共同利用者の登録を受けている艇において共同利用者の変更（共同利用者の追加を除く。）したい旨の申出があった場合は、第9条第3項に規定する人数を限度と

して、次の各号に該当する者に限りこれを認めるものとする。

- (1) 相続人、合併又は分割により設立された法人その他の共同利用者の一般承継人
 - (2) 共同利用者の配偶者又は2親等以内の血族
- 2 指定管理者は、前項の申出があった場合は、共同利用者変更届（第15号様式）を提出させ、施設利用者台帳に所要の修正等を行うものとする。

（利用名義の変更）

第17条 指定管理者は、利用承認を受けている者の相続人、合併又は分割により設立された法人その他の利用承認を受けている者の一般承継人から、当該艇について新たに利用承認を受けたい旨の申出があった場合は、名義変更（地位の承継）届（第16号様式）を提出させるとともに、新たに利用承認を受けようとする者に第9条、第11条及び第12条の規定に基づいて必要な手続を行わせるものとする。

- 2 指定管理者は、利用承認を受けている者から利用承認に基づく権利をその艇を引き継いだ者に譲渡したい旨の申出があった場合は、次の者に譲渡する場合に限りこれを認めるものとする。この場合にあつては、名義変更（権利の譲渡）承認申請書（第17号様式）を提出させるとともに、新たに利用承認を受けようとする者に第9条、第11条及び第12条の規定に基づき必要な手続を行わせるものとする。

- (1) 利用承認を受けている者の配偶者又は2親等以内の血族
- (2) 第9条第1項第6号に規定する共同利用者名簿に登録されている者

（艇の変更の禁止）

第18条 一般利用の承認を受けている艇の変更については、これを認めない。ただし、次の各号に掲げる者が利用承認を受けて使用している艇については、申出により変更を認めることができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。）第1条に規定する学校の長が課外活動団体として認めているヨット部等
 - (2) 神奈川県セーリング連盟に加盟する県内のヨット協会
 - (3) 全日本実業団に加盟している団体（財団法人日本セーリング連盟が公認する団体に限る。）
 - (4) **指定管理者〇〇**（指定管理業務、指定管理業務に附帯する事業及び自主事業に使用する艇で所長が必要と認める場合に限る。）
 - (5) 葉山町（ジュニアヨットスクール事業を実施する場合に限る。）
 - (6) 艇の変更を申し出た際に、現に年間24回以上の出艇（複数日に渡る遠洋航海のために出艇する場合には、航海日数を出艇回数として加算する。）が3年以上の間継続している者
 - (7) 台風等自然災害に起因する損傷等により艇を変更する必要があると指定管理者が認める者
- 2 指定管理者は、艇の変更の申出があった場合は、艇の変更届（第18号様式）を提出させるとともに、第9条、第11条及び第12条の規定に基づく手続を行わせるものとする。
- 3 第1項第6号の規定により艇を変更する場合は、変更後の艇について利用承認する期間の

終期は変更前の艇について利用承認した期間の終期に一致させるものとする。

(利用の廃止)

第19条 指定管理者は、係留施設又は陸置施設の利用を廃止する旨の申出があったときは、係留陸置施設利用廃止届（第19号様式）を提出させるものとする。

(手続未了者に対する措置)

第20条 指定管理者は、利用承認期間満了までに、第13条第2項に規定する手続をとらない者に対しては、期日を定めて、施設の継続利用に係る勧告（第20号様式）を行い、当該勧告による期日を経過してもなお手続をとらない場合は、施設の継続利用の意思がないものとみなし、以後、利用を認めないものとし、施設の利用廃止届を提出させ、艇を施設外に搬出させることができる。

2 利用承認期間満了日から3箇月を経過してもなお前項の勧告に対して何ら意思表示のない者については、指定管理者は、その艇を他の場所に移動し、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。この場合において指定管理者は、艇の利用廃止、艇の搬出等について通知文（第21号様式）を送付する等所要の手続をとるものとする。

(利用承認の取消し)

第21条 指定管理者は、施設の利用者が施設の遵守事項又は係留若しくは陸置場所の指定に従わない場合、津波、高潮等のおそれがある場合その他係留施設及び陸置施設の管理上特に必要があると認めるときは、条例第24条第1項の規定に基づき、利用承認を取消し、その効力を停止し、又は施設の利用を中止させることができる。

2 指定管理者は、前項に規定する利用承認の取消しを行うときは、聴聞等必要な手続を経て行わなければならない。

(施設利用台帳)

第22条 指定管理者は、一般利用の申請に関し利用承認をした場合は、次の各号に掲げる台帳を作成し、常に利用状況を明らかにしておかなければならない。

(1) 係留施設利用台帳（第22号様式）

(2) 陸置施設利用台帳（第23号様式）

2 指定管理者は、利用の廃止又は利用承認の取消しをしたときは、当該利用の廃止等に係る施設利用台帳を抹消し、廃止台帳として別途保管しておくものとする。

第3章 係留施設及び陸置施設利用者に対する利用指導

(承認標識の表示)

第23条 指定管理者は、一般利用を承認した艇には、利用承認を受けた期間中、利用場所番号及び利用期限を記入した標識（第24号様式）を艇の後側部にはり付けさせるものとする。

(一時搬出及び再搬入)

第24条 指定管理者は、利用承認を受けている期間中に艇を一時搬出しようとするときは、係留

艇 陸置艇 一時搬出届（第25号様式）を提出させ、確認した後、搬出させるものとする。

- 2 指定管理者は、前項の規定により搬出した艇を再度搬入させるときは、艇の異動の有無を確認するものとする。この場合において、修理等により艇の色彩等に変更があった場合は、カラー写真を提出させるとともに、標識をはり替えさせるものとする。

（出艇届等）

第25条 指定管理者は、利用者が艇を利用する場合には、出艇届（A）（第26号様式）若しくは出艇届（B）（複数艇用）（第27号様式）又は出艇届（遠航）（第28号様式）を提出させるとともに、帰港しない予定の場合を除き、それぞれに標旗（第29号様式）を貸与し、これを掲げさせるものとする。

- 2 出港していた艇が帰港したときは、すみやかに標旗を返納させるとともに、帰港したことを届け出させ、出艇届に帰港日時を記入するものとする。

（出艇禁止指導等）

第26条 指定管理者は、利用者に気象情報を提供するとともに、気象状況に応じ、出艇の禁止又は出艇の注意に関し、指導を行うものとする。

（時間外の施設利用）

第27条 第3条に規定する施設の利用時間外に係留施設又は陸置施設に立ち入ろうとする者又は艇内に宿泊しようとする者があるときは、指定管理者は、あらかじめ、葉山港施設時間外立入届（第30号様式）又は葉山港施設内宿泊届（第31号様式）を提出させるものとする。

（競技会等のための利用）

第28条 指定管理者は、競技会等を開催するため施設を利用させようとするときは、競技会等の主催者に対し、利用を希望する日の30日前までに、競技会等開催届（第32号様式）を提出させるものとする。

- 2 前項の届出が提出されたときは、指定管理者は、施設の管理上、利用上の支障の有無等を検討し、必要に応じて、主催者に対して調整し、又は指導するものとする。

（指導事項）

第29条 指定管理者は、条例第8条に規定する遵守事項及び第23条から前条までの手続等のほか、快適で安全な施設運営を行うための指導事項を定めることができる。

- 2 前項の指導事項を定めたときは、所長にこれを通知するものとする。

第4章 第2南物揚場の利用調整及び入出港届の受付

（第2南物揚場の利用に係る調整）

第30条 指定管理者は、第2南物揚場の利用について相談があったときは、所長に連絡の上、規則第3条第1項第2号に規定する係留施設利用承認申請書又は臨時係留施設利用承認申請書の受付を行い、維持管理上の支障の有無について意見を付して所長に回付するものとする。

- 2 所長は、第2南物揚場の利用に係る係留施設利用承認申請書又は臨時係留施設利用承認申請

書の提出があったときは、必要に応じ指定管理者に確認した上、承認又は不承認の決定を行うものとする。

- 3 所長は、前項の決定をしたときは、これを指定管理者に通知するものとする。
- 4 利用の承認を要しない船舶の利用に当たっての取扱いについては、第9条第4項の規定を準用する。

(入出港届の受付)

第31条 指定管理者は、船舶が入港（漁港区域を除く。）したときは、条例第14条及び規則第8条の規定に基づき、入出港の届出を受け付け、これを所長に回付するものとする。

第5章 駐車場及び舟艇上下架装置の利用承認

(駐車場の利用の承認等)

第32条 指定管理者は、駐車場の利用をしようとする者に対して、葉山港駐車場利用券（第33号様式）を交付することにより利用の承認を行うものとする。ただし、満車等の事情により利用を認めることができないときは、駐車場利用券を交付しないことにより利用の承認を拒否するものとする。

- 2 駐車場の利用料は、当該利用が終了したときに徴収するものとし、利用料を徴収したときは、領収書（緑化協力金をいただいた場合）（第34号様式）又は領収書（緑化協力金をいただけなかった場合）（第35号様式）を利用者に交付するものとする。
- 3 指定管理者は、条例第12条第1項又は第2項の規定により、駐車場利用料を免除する車両が駐車場を利用する旨所長から連絡を受けた場合は、所長から交付を受けた無料利用券の在庫を確認の上、当該車両の運転手に所定の無料利用券を交付して利用承認を行うとともに、無料利用券を使用した旨を所定の台帳に記入するものとする。
- 4 利用の承認を要しない車両の利用に当たっての取扱いについては、第9条第4項の規定を準用する。
- 5 指定管理者は、駐車場利用者に対し、別に定める葉山港駐車場管理規程に基づく遵守事項を遵守させるとともに、高潮等のおそれがある場合、利用者が遵守事項に従わない場合その他駐車場の管理上特に必要があると認めるときは、駐車場所の変更又は駐車場の利用を中止させることができる。

(駐車場利用料の減免の取扱い)

第33条 所長は、次の各号に掲げる減免基準に該当する車両に関し、当該各号に掲げる車両であることを証する資料の提示を受け、当該各号に該当することが確認できる場合には、駐車場利用料を5割減額するものとする。

- (1) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳（以下「障害者手帳」という。）の所持者が乗車する車両
 - (2) 神奈川県電気自動車認定カード（以下「認定カード」という。）の交付を受けた車両
- 2 指定管理者は、駐車場を利用しようとする者から障害者手帳又は認定カードの提示を受け、前項各号に掲げる車両に該当することが確認できる場合には、所定の台帳に必要事項を記載することにより、同項に基づき所長の確認を受けたものとみなし、駐車場利用料を5割減額とす

るための必要な処理を行うものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、所長と指定管理者は、協議の上、減免手続きの取扱いに関する運用方法を定めることができる。

(舟艇上下架装置の利用の承認等)

第34条 指定管理者は、舟艇上下架装置の利用について、あらかじめその利用方針を定め、これを利用者に周知するものとする。

- 2 指定管理者は、舟艇上下架装置の利用が必要と認める者に対し、舟艇上下架装置利用承認申請書(第36号様式)を提出させ、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、条例別表第1の6の3舟艇上下架装置利用料の備考に該当しない者にあつては、舟艇上下架装置利用料を原則として利用の当日までに現金により徴収のうえ、舟艇上下架装置利用承認書(第37号様式)及び現金領収書(第38号様式)、該当する者にあつては、舟艇上下架装置利用券(第39号様式)を交付するものとする。
- 3 舟艇上下架装置を操作する指定管理者の職員は、利用者から前項に規定する舟艇上下架装置利用承認書又は舟艇上下架装置利用券の提示を受けて舟艇上下架装置を操作し、利用させるものとする。この場合において、条例別表第1の6の3舟艇上下架装置利用料の備考に該当する者であること(舟艇上下架装置利用券の提示を受けて舟艇上下架装置を操作するときに限る。)及び第1項に規定する利用方針に合致するものであることを確認するものとする。
- 4 指定管理者は、利用者が遵守事項に従わない場合その他施設の管理上特に必要があると認めるときは、舟艇上下架装置の利用承認を取り消し、その効力を停止し、又は施設の利用を中止することができる。

第6章 港湾管理事務所の利用承認等

(会議室、多目的室の利用の承認)

第35条 指定管理者は、港湾管理事務所会議室A、会議室B、多目的室A及び多目的室B(これに附属する設備を含む。)(以下「会議室等」という。)の利用をしようとする者に対し、会議室等利用申込書(第40号様式)を提出させるものとする。

- 2 指定管理者は、前項の申請書の提出があつたときは、利用の予約の有無、利用目的、他の利用状況等を勘案した上で、申請内容を審査し、支障がないと認めるときは、会議室等の利用料を原則として利用の当日までに現金により徴収のうえ、会議室等利用承認書(第41号様式)及び現金領収書を交付するものとする。

(会議室等の利用の予約)

第36条 指定管理者は、利用の承認に先立ち、利用日の2ヶ月前から会議室等の利用の予約を受け付けるものとする。

- 2 利用の予約は、電話又は管理事務所窓口への申し出その他指定管理者が定める方法により先着順で受け付けるものとし、指定管理者は、利用の予約を受け付けた者に対し第35条第1項による会議室等利用申込書の提出を指導するものとする。

(減免申請の取扱い)

第37条 条例第12条第2項第5号に該当する可能性があると思料される利用について申請があったときは、第12条に規定する手続に準じて利用の承認を行うものとする。

(シャワー設備の利用承認)

第38条 指定管理者は、港湾管理事務所シャワー設備の利用をしようとする者に対して、利用の承認を行うものとする。

2 前項の利用の承認は、シャワー設備の利用をしようとする者が、料金徴収機に利用料を入金した際に行ったものとみなす。

(船具ロッカーの利用承認)

第39条 指定管理者は、船具ロッカーの利用をしようとする者に対し、船具ロッカー利用申込書(第42号様式)を提出させ、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、船具ロッカー利用料を原則として利用の当日までに現金により徴収のうえ、船具ロッカー利用承認書(第43号様式)及び現金領収書を交付するものとする。

(船具ロッカーの利用廃止)

第40条 指定管理者は、船具ロッカーの利用を廃止する旨の申出があったときは、船具ロッカー利用廃止届(第44号様式)を提出させるものとする。

第6章 施設の利用に係る指導

(専用利用承認等の指導)

第41条 指定管理者は、条例第3条第1項ただし書に基づく許可又は条例第5条第1項に基づく承認その他の法令に基づく許可等を要する行為について相談があったときは、所長と連絡調整の上、申請手続等を指導するものとする。

2 指定管理者は、前項による指導の結果、当該申請書が指定管理者に提出された場合は、当該申請書に意見を付して所長に送付するものとする。

(葉山港一時使用届)

第42条 指定管理者は、法令及び条例に基づく許可又は承認を要しない行為で通常の利用とは異なる使用の申出があったときは、葉山港一時使用届(第45号様式)を提出させるものとする。

2 指定管理者は、前項の届出書の提出を受けたときは、この写しを所長に送付するものとする。

(施設の利用の中止等)

第43条 指定管理者は、津波、高潮、波浪その他の災害及び緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときその他管理上特に必要があると認めるときは、管理する施設の全部又は一部の利用を中止させ、又はその利用の方法を変更させることができるものとする。

第7章 雑則

(雑則)

第44条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、港湾管理者と指定管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

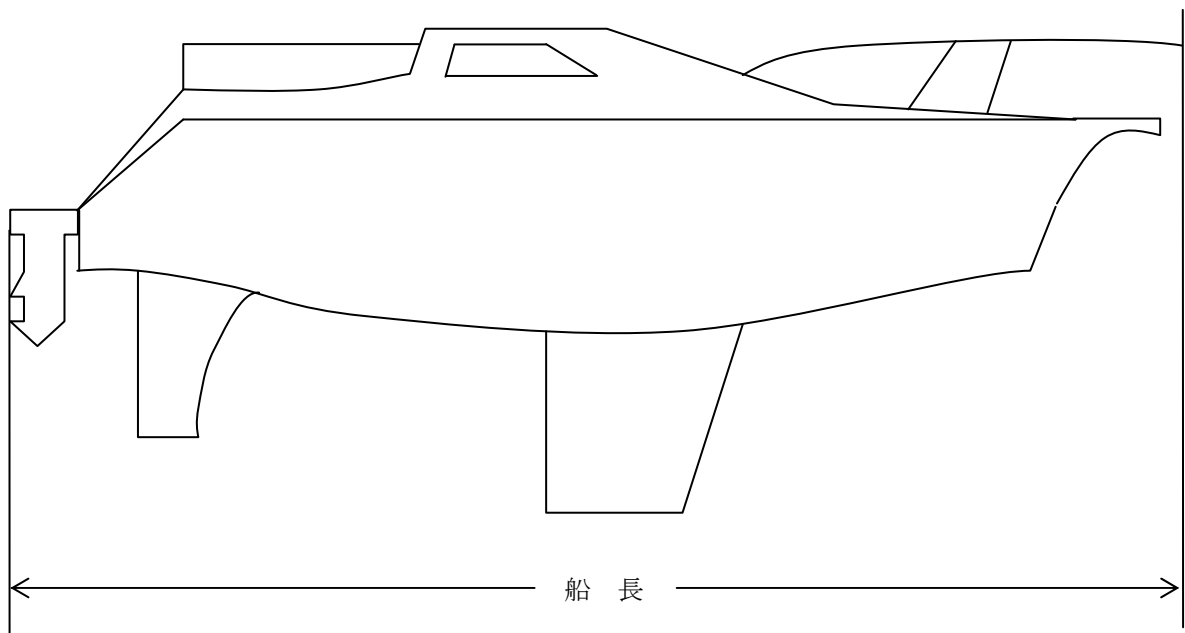
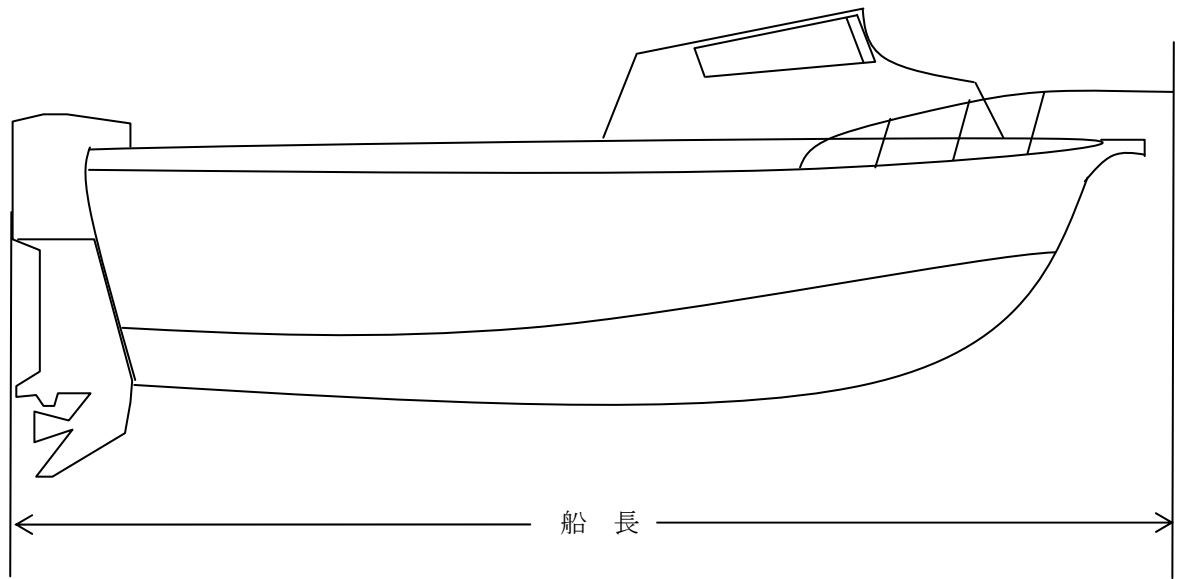
附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定により利用の承認を受けている者の艇の船長については、改正後の第11条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、当該艇において第13条の規定により継続利用する場合も、なお当面の間、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の要綱第15条第1項の規定により附属器具（船台等を除く。）の変更をした場合については、新たに利用承認を受けた日以後の期間につき改正後の要綱の船長を適用する。

第1号様式（第9条関係）	係留施設利用承認申請書
第2号様式（第9条関係）	陸置施設利用承認申請書
第3号様式（第9条関係）	誓約書
第4号様式（第9条関係）	共同利用者名簿
第5号様式（第9条関係）	臨時係留施設利用承認申請書
第6号様式（第9条関係）	臨時陸置施設利用承認申請書
第7号様式（第10条関係）	利用通知書
第8号様式（第11条関係）	係留 陸置 施設の利用承認について（通知）
第9号様式（第11条関係）	係留 陸置 施設利用不承認通知書
第10号様式（第12条関係）	施設利用料減免申請書
第11号様式（第12条関係）	葉山港施設利用料減免決定通知書
第12号様式（第13条関係）	葉山港施設継続利用の手続について（通知）
第13号様式（第13条関係）	施設利用の継続について（通知）
第14号様式（第15条関係）	利用承認事項等変更届
第15号様式（第16条関係）	共同利用者変更届
第16号様式（第17条関係）	名義変更（地位の承継）届
第17号様式（第17条関係）	名義変更（権利の譲渡）承認申請書
第18号様式（第18条関係）	艇の変更届
第19号様式（第19条関係）	係留 陸置 施設利用廃止届
第20号様式（第20条関係）	施設の継続利用の手続について（勧告）
第21号様式（第20条関係）	施設利用廃止届の提出について（通知）
第22号様式（第22条関係）	係留施設利用台帳

第23号様式 (第22条関係)	陸置施設利用台帳
第24号様式 (第23条関係)	<標識>
第25号様式 (第24条関係)	係留艇 陸置艇 一時搬出届
第26号様式 (第25条関係)	出艇届(A)
第27号様式 (第25条関係)	出艇届(B)(複数艇用)
第28号様式 (第25条関係)	出艇届(遠航)
第29号様式 (第25条関係)	<標旗>
第30号様式 (第27条関係)	葉山港施設時間外立入届
第31号様式 (第27条関係)	葉山港施設内宿泊届
第32号様式 (第28条関係)	競技会等開催届
第33号様式 (第32条関係)	葉山港駐車場利用券
第34号様式 (第32条関係)	領収書(緑化協力金込み)
第35号様式 (第32条関係)	領収書(緑化協力金なし)
第36号様式 (第34条関係)	舟艇上下架装置利用承認申請書
第37号様式 (第34条関係)	舟艇上下架装置利用承認書
第38号様式 (第34条、第35条、第39条関係)	現金領収書
第39号様式 (第34条関係)	舟艇上下架装置利用券
第40号様式 (第35条関係)	会議室等利用申込書
第41号様式 (第35条関係)	会議室等利用承認書
第42号様式 (第39条関係)	船具ロッカー利用申込書
第43号様式 (第39条関係)	船具ロッカー利用承認書
第44号様式 (第40条関係)	船具ロッカー利用廃止届
第45号様式 (第42条関係)	葉山港一時使用届

別表第1(第11条関係)



別表第2(第12条関係)

船舶の種類	利用料の種類	減免の内容	提出(提示)書類等	
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。)第1条に規定する学校のヨット部等(当該学校の長が認めた課外活動を行う団体に限る。)が当該団体本来の活動のために使用する艇	条例別表第1の2 係留料及び3陸置料	5割の減額	所属団体課外活動証明書(提出)	
(2) 学校教育法第1条に規定する学校の児童、生徒及び学生が使用する艇(ディンギーヨットの短期利用に限る。)			学生証(提示) ※ 学生証を所持していない場合、申請書に在校名及び学年を記入	
(3) 障害者手帳の所持者が操船する艇及びその伴走艇			短期利用	障害者手帳(提示)
			一般利用	障害者手帳の写し(提出)
(4) 青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体が、当該団体本来の活動のために使用する艇			団体の定款等(提出) 団体会員の募集要項(提出) 当該年度の事業計画書(提出) 前年度の事業報告書(提出)	
(5) 指定管理者が施設の管理運営のために使用する艇			免除	—
(6) 第15条第3項の規定により附属器具(船台等を除く。)を変更した場合における新たに利用承認を受けようとする艇			新たに利用承認を受けた日から変更前の艇について利用承認を受けている期間が満了する日までの間に係る既納の利用料に相当する額の減額	利用承認事項等変更届(提出)
(7) 第17条第1項の規定により名義を変更する場合における新たに利用承認を受けようとする艇			新たに利用承認を受けた日から当該艇について利用承認を受けている期間が満了する日までの間に係る既納の利用料に相当する額の減額	名義変更(地位の承継)届(提出)
(8) 第18条の規定により艇を変更する場合における新たに利用承認を受けようとする艇			新たに利用承認を受けた日から変更前の艇について利用承認を受けている期間が満了する日までの間に係る既納の利用料に相当する額の減額	艇の変更届(提出)
(9) その他条例第12条第2項第6号の規定に基づき減免を認められた艇	5割の減額又は免除	必要に応じて提出(提示)を指導		

- 備考 1 表中の(1)から(9)までの各減免措置を1つの艇について重複して適用することはできないものとする。
- 2 表中の(6)から(8)までの減額措置については、次の算式による。
 変更後の利用承認期間に係る利用料－(既納の変更前の利用承認期間に係る利用料の1日当たりの額×変更後の利用承認期間の始期から変更前の利用承認期間の終期までの期間の日数)
- 3 減額の取扱いをした場合に、減額後の利用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 4 表中の(1)、(3)、(4)及び(9)の提出書類については、毎年度提出が必要となる。
- 5 同一の利用者が、同一年度に複数の艇について減免申請をする場合には、提出書類は各1部で足りるものとする。

神奈川県収入証紙ちょう付欄

係留施設利用承認申請書

年 月 日

葉山港指定管理者
○○ 様

〒
申請者 住 所
氏 名 (印)
電話番号

次のとおり係留施設を利用したいので、承認を申請します。

船 名		セール番号	
船 の 規 格		船 の 長 さ	全長 m
			全幅 m
船 の 特 徴	F・R・P、木製 (材質) その他	船の 製造年月日	年 月
利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
連絡先	電 話		
添付書類			
※ 施設 利用番号		※ 利用料	円

注 ※印の欄には、記入しないこと。

神奈川県収入証紙ちょう付欄

陸置施設利用承認申請書

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

〒
申請者 住 所
氏 名 (印)
電話番号

次のとおり陸置施設を利用したいので、承認を申請します。

船 名		セール番号	
船 の 規 格		船 の 長 さ	全長 m
			全幅 m
船 の 特 徴	F・R・P、木製 (材質) その他	船の 製造年月日	年 月
利用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
連 絡 先	電 話		
添 付 書 類			
※ 施設 利用番号		※ 利用料	円

注 ※印の欄には、記入しないこと。

誓 約 書

係留

葉山港の 施設の利用が承認された際には、港湾施
陸置

設の設置及び管理等に関する条例、同条例の施行等に関する規則、葉山港の施設利用承認等に関する事務処理要綱及び利用者心得に定められた事項を守るほか、係員の指示に従います。

以上のとおり誓約いたします。

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

住 所

氏 名

印

共同利用者名簿

ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号

神奈川県収入証紙ちょう付欄

臨時係留施設利用承認申請書

年 月 日

葉山港指定管理者
○○ 様

〒
申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

次のとおり短期による係留施設を利用したいので、承認を申請します。

乗組員 (申請者を除く)	氏 名	年令	住 所	電 話 番 号	
船 名			船 の 規 格		
セール番号			船 の 長 さ	m	
入 港	月	日	時	分	
出 港 予 定	月	日	時	分	
※出 港 確 認	月	日	時	分	
行 先			※ 利 用 料	円	

注 ※印の欄には、記入しないこと。

神奈川県収入証紙ちょう付欄

臨時陸置施設利用承認申請書

年 月 日

葉山港指定管理者
○○ 様

〒
申請者 住 所
氏 名 (印)
電話番号

次のとおり短期による陸置施設を利用したいので、承認を申請します。

	氏 名	年令	住 所	電 話 番 号
乗 組 員 (申請者を除く)				
船 名			船 の 規 格	
セール番号			船 の 長 さ	m
入 港	月	日	時	分
出 港 予 定	月	日	時	分
※出 港 確 認	月	日	時	分
行 先			※ 利 用 料	円

注 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

様

葉山港指定管理者 ○○

利 用 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました施設の利用については、次のとおり承認される見込みですので、利用料を神奈川県収入証紙で納入して下さい。

なお、指定の期日までに、この手続きをされない場合は、利用を承認されないことがあります。

記

船 名		船の長さ	m
利 用 料	円	利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用料の 納入方法			
振 込 先			
そ の 他			

（ 問い合わせ先
葉山港管理事務所
電話 ）

第 号
年 月 日

様

葉山港指定管理者 ○○

施設の利用承認について(通知)

あなたが、 年 月 日付けで提出されました葉山港の 施設
の利用については、次により承認します。

施設名 (利用番号)			
船名		セール番号	
船の規格		船の長さ	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
利用料	円		

第 号
年 月 日

様

葉山港指定管理者 ○○

係留
施設利用不承認通知書（回答）
陸置

あなたが、 年 月 日づけで提出されました葉山港係留施設利
陸置

用承認申請については、次の理由により、承認できませんのでご了承願います。

理 由	
-----	--

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に指定管理者○○を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に指定管理者○○を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

（ 問い合わせ先
葉山港管理事務所
電話 ）

施設利用料減免申請書

年 月 日

神奈川県横須賀土木事務所長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

係留
次のとおり葉山港 施設利用料の減免を申請します。
陸置

施設名 (利用番号)			
船の規格		船の長さ	m
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
減免を受けようとする理由			

<p>※ 指定管理者意見</p> <p>本件減免申請について添付資料その他必要書類の提出提出を求め審査したところ、次の条項に該当し、減免を承認する見込みがあると思われますので回付します。</p> <p><input type="checkbox"/> 事務処理要綱第12条第2項 号に該当</p> <p style="text-align: center;">指定管理者 ○○ 氏 名 ㊟</p>
--

備考

- 1 ※印の欄には記入しないでください
- 2 氏名を本人が白筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 号
年 月 日

施設利用料減免決定通知書

様

神奈川県横須賀土木事務所長

係留
年 月 日付けで申請のありました葉山港 施設
陸置

利用料の減免については、次のとおり決定しましたので通知します。

施設名 (利用番号)			
船の規格		船の長さ	m
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
利用料	減免決定額	減免決定後の利用料	
円	円	円	

第 号
年 月 日

様

葉山港指定管理者 ○○

葉山港施設継続利用の手続きについて(通知)

あなたの利用している施設は、 年 月 日で利用承認期間が満了となりますので、引き続き利用される場合は、施設の利用承認手続きをし、利用料を納入してください。

なお、期間満了日までに手続きを完了しない場合は、施設利用の意思がないものとして処理しますのでご注意ください。

1 利用承認手続

- (1) 利用承認申請書(管理事務所に用意してあります。)
- (2) 個人の方は印鑑及び住民票を持参してください。
- (3) 法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名。
(例)学校については、校長名又は学長名で申請してください。
- (4) 本人以外の方が申請する場合は、必ず委任状を提出してください。
- (5) クルーザーヨット及びモーターボートの場合は、小型船舶登録証明書を添付してください

問い合わせ先
葉山港管理事務所
電話

第 号
年 月 日

様

葉山港指定管理者 ○○

施設利用の継続について（通知）

あなたが利用している 施設（ — ）については、 年
月 日をもって利用承認の期間が満了しますが、あなたは 年 月
日現在で利用承認の期間中に一度も出港されていません。

このまま当該利用承認の期間中に
出港されない場合は、前記施設の継続利用
ができませんのでご注意ください。

（
問い合わせ先
葉山港管理事務所
電話
）

利用承認事項等変更届

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

住所

氏名 ㊟

〔 法人その他の団体にあつては、所在地名称
並びに代表者の氏名及び印 〕
(利用施設番号 ー)

次のとおり利用承認事項等に変更があつたので、届け出ます。

	変更事項	変 更 前	変 更 後
利用 承認 を受 けて いる 者	住 所		
	氏 名		
	連 絡 先	()	()
	船 名		
	セール番号		
	変更年月日	年 月 日	
共同 利用 者	住 所		
	氏 名		
	変更年月日	年 月 日	

添付書類・住民票、戸籍抄本等、変更の事実を証する書面を添付してください。

共同利用者変更届

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

住所
氏名 ㊟
(施設利用番号 —)
〔 法人その他の団体にあつては、所
在 地 〕

次のとおり、共同利用者の変更（追加）をしたいので届け出ます。

現在の共同 利用者の氏名	変 更 後 の 共 同 利 用 者			
	氏 名	住 所	生年月日	区 分
				継続・変更・追加
				継続・変更・追加
				継続・変更・追加
				継続・変更・追加
				継続・変更・追加
				継続・変更・追加
				継続・変更・追加
				継続・変更・追加
				継続・変更・追加

- (注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 「区分」の別（下記除外の場合は、該当なし）
 *継続：現在の共同利用者が引き続き共同利用者となる場合
 *変更：継続、追加いずれにも該当しない場合
 *追加：現在の共同利用者に変更がない場合で、新たな共同利用者を記載する場合
 3 現在の共同利用者のうち、除外する共同利用者がある場合は、現在の共同利用者を記載した後、該当者を——で消して（上書きして）ください。
 (※ 除外の場合のみでも、本届け出が必要です。)
 4 添付書類 戸籍抄本、艇の共同所有を証する書類等

名義変更(地位の承継)届

年 月
日葉山港指定管理者
〇〇 様

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

印

係留

次の施設の利用にあたり、現在甲が利用承認を受けている地位を乙が承
陸置

継したため、利用承認を受けている名義を甲から乙に変更するので届け出ます。

利用施設番号	
艇 種	
艇名又はセール番号	
利用承認期間満了日	年 月 日
承認の年月日	年 月 日
乙の利用に係る共同 利用者	別添共同利用者名簿のとおり

- (注) (1) 住所欄、氏名欄は、自署によるものとする。
(2) 相続、遺贈等、現名義人(甲欄)の記載ができない場合は、乙欄のみの記載とする。
(3) 承継を証する書面(戸籍抄本等)を添付すること。

名義変更（権利の譲渡）承認申請書

年 月 日

葉山港指定管理者
○○ 様

住 所

氏 名 ㊟

係留
次の 施設の利用にあたり、現在私が利用承認を受けている名義を変更した
陸置

いので申請します。

名義変更を受ける者 (権利を譲り受ける者)	氏 名	
	住 所	
利 用 施 設 番 号		
艇 種		
艇名又はセール番号		
甲の利用承認期間満了日	年 月 日	
名 義 変 更 希 望 日	年 月 日	

- (注) 1. 利用承認期間満了日欄は、利用承認を受けている者の利用承認期間満了日を記載してください。
2. 配偶者又は2親等以内の血族への名義変更の場合は、甲、乙の続柄を証する書面（戸籍抄本等）を添付してください。

艇 の 変 更 届

年 月 日

葉山港指定管理者
○○ 様

住 所

氏 名

⑩

〔 法人その他の団体にあつては、所在地
 名称並びに代表者の氏名及び印 〕

次の 係留 施設の利用にあたり、艇の変更をしたいので届け出ます。
 陸置

	新	旧
利用施設番号		
艇 種		
艇名又はセール番号		
艇 長		
艇 幅		
総 重 量		
吃 水		
変 更 の 理 由		
施 設 利 用 承 認 状 況	年 月 日まで	

- 添付書類
- (1) 誓約書、住民票（抄本）、カタログ又は設計図、艇の写真
 - (2) 登録事項証明書（船舶検査証書）の写し（クルーザーヨット、モーターボートの場合）
 - (3) 船台の規格が明らかになる図面（クルーザーヨット、モーターボートの場合）

係留
陸置 施設利用廃止届

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

住 所

氏 名

㊟

〔法人その他の団体にあつては、所在地
名称並びに代表者の氏名及び印〕

係留
次のとおり 施設の利用を廃止するので届け出ます。
陸置

利用施設番号		艇種又は船名		セール番号	
利用承認期間	年 月 日				
利 用 廃 止 予 定 年 月 日	年 月 日		艇 搬 出 予 定 年 月 日	年 月 日	

上記の艇の搬出を確認しました。

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

確認者 職氏名

第 号
年 月 日

様

葉山港指定管理者 ○○

施設利用廃止の提出について (通知)

あなたが利用している 施設 (-) については、 年 月 日をもって利用承認の期間が満了しています。

このことについては、先に勧告 (年 月 日付け第 号) したところですが、未だに継続して利用する手続きがとられていませんので、速やかに利用廃止の手続きをとるとともに、使用する艇を葉山港の施設から搬出されるよう通知します。

問い合わせ先
葉山港管理事務所
電話

第22号様式 (第22条関係)

係留施設利用台帳

施設番号					
名義人	氏名			電話番号	
	住所	〒		<共同所有者氏名>	
船名					
セール番号		製造年月 船検番号			
艇区分		艇長			
艇の特徴		艇の幅			
連絡先	氏名				電話番号
	住所	〒			
利用承認状況					
承認状態	処理年月日 收受番号	処理承認期間	利用料 (差額)		利用保証番号 施行番号
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			

参考資料 10-37

第23条関係 (第22条関係)

陸置施設利用台帳

施設番号				
名 義 人	氏名			電話番号
	住所	〒		
船名				
セール番号		製造年月 船検番号		
艇区分		艇長		
艇の特徴		艇の幅		
連 絡 先	氏名			電話番号
	住所	〒		
利 用 承 認 状 況				
承認状態	処理年月日 収受番号	処 理 承 認 期 間	利 用 料 (差 額)	利用保証番号 施行番号
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		

<共同所有者氏名>

参考資料 10-38

第24号様式(第23条関係)

標 識



内円地色は、銀色

外円地色は、緑色。文字は、白色

係留艇 一時搬出届
陸置艇

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

住 所

氏 名

印

〔 法人その他の団体にあつては、所在地
名称並びに代表者の氏名及び印 〕

係留艇
次のとおり を一時搬出するので届け出ます。
陸置艇

利用施設番号		艇種又は船名		セール番号	
搬出の理由					
利用承認期間	年 月 日	搬出予定年月日	年 月 日	再搬入予定年月日	年 月 日

上記の艇の搬出を確認しました。

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

確認者 職氏名

上記の艇の再搬入を確認しました。

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

確認者 職氏名

標記番号

出 艇 届 (A)

施設利用承認者名		電 話	
住 所			
陸置・係留施設番号		船 名	
艇 の 種 類		セール番号	
使 用 者 名		電 話	
		携帯電話	
住 所			
乗 組 員			
氏 名	年 齢	住 所	電話又は携帯電話
出 港 予 定	年	月	日 時 分
帰 港 予 定	年	月	日 時 分
行 先	葉山沖(その他)		
帰 港 日 時	年	月	日 時 分

出 艇 届 (B) [複 数 艇 用]

法人又は団体名				合宿所又は連絡先	
住 所				住 所	
電 話				電 話	
使 用 者 名 (代表者名)				電 話 (自宅)	
				携 帯 電 話	
住 所					
標 識 番 号	施設番号	艇の種類	セール番号	乗 組 員 名	
出 港 予 定	年 月 日		時 分		
帰 港 予 定	年 月 日		時 分		
行 先	葉山沖(その他)				
帰 港 日 時	年 月 日		時 分		

出 艇 届（遠航）

年 月 日

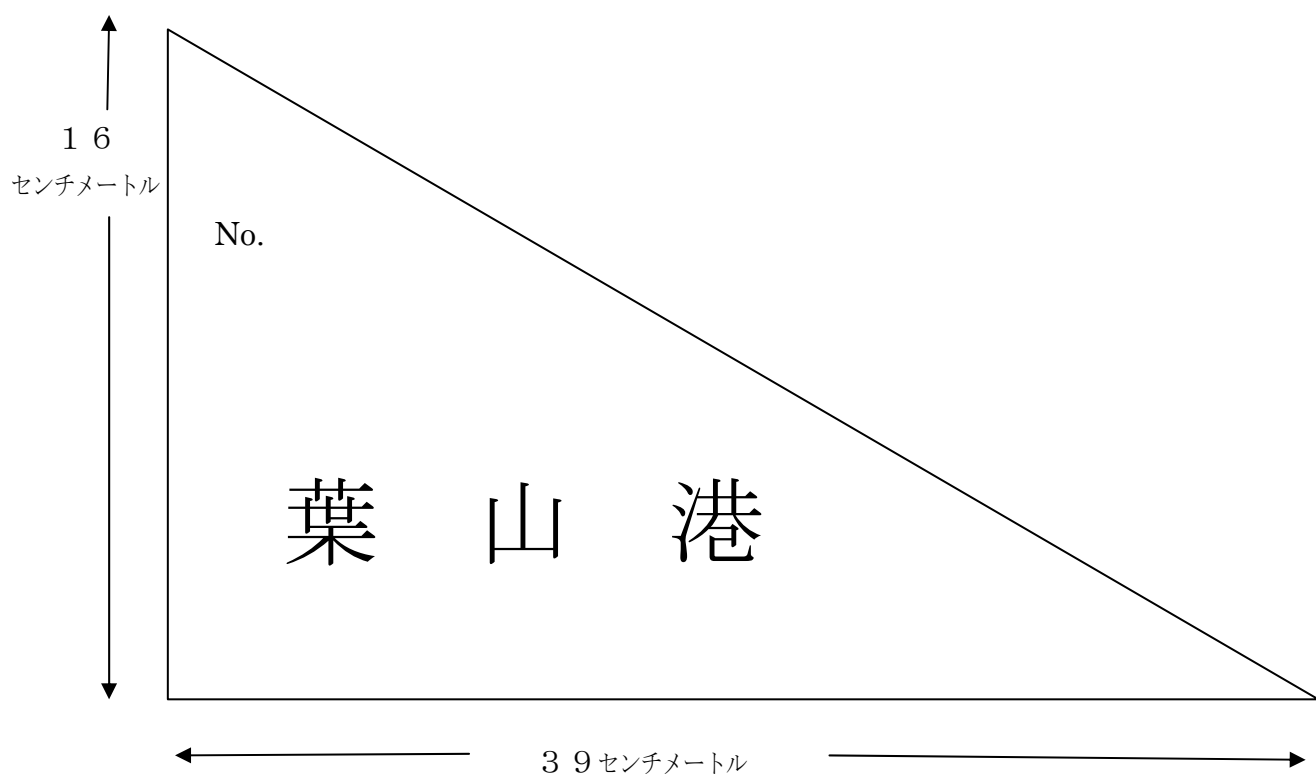
船 名		艇 種		セールNo.			
艇 長 名		年 令	才	海技免状	級		
艇長の住所				電 話			
乗船者名、電話、年齢							
No.	乗船者名	年 令	電 話	No.	乗船者名	年 令	電 話
出 港 日	年 月 日			時 分	帰 港 確 認		
帰 港 日	年 月 日			時 分	月 日 時 分		
行先、航程							

（注）必ず到着地から電話連絡をしてください。

（葉山港管理事務所 8：30～17：00 の時間に

までに連絡してください。）

標旗



地色は 赤 色
文字は 白 色

葉山港施設時間外立入届

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

住 所
氏 名

次のとおり施設利用時間外に立ち入りたいので届け出ます。

立入年月日	
立入時間	時 分 から 時 分 まで
立入の目的	
船 名	
利用施設番号	

立入者氏名	住 所	連絡先等

葉山港施設内宿泊届

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

住 所
氏 名

次のとおり施設内に宿泊したいので届け出ます。

宿泊日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
宿泊の目的	
船 名	
利用施設番号	

宿泊者氏名	住 所	連絡先等

競 技 会 等 開 催 届

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

主催又は主管（団体）名 _____

所 在 地 _____
(電話)

代 表 者 氏 名 _____

連 絡 責 任 者 (住所) _____
(氏名) _____ (電話) _____

このたび葉山沖で 競技会を開催することになり、次のとおり葉山港の港湾施設を利用したいので届け出ます。

1 競技会名 _____

2 開催日時 _____

3 利用期間 _____

4 利用艇の規格及び艇数 _____

5 補助金の有無及び交付者 _____

6 参加艇名簿（葉山港保管艇） _____ 別紙のとおり

(他港からの参加艇) _____ 別紙のとおり

第33号様式（第32条関係）（規格 縦5.5センチメートル 横8.5センチメートル）

（表）

葉山港駐車場利用券
神奈川県 ● 利用料は、利用終了時にお支払いください。 ● 港湾施設利用者の方は、管理事務所で確認を受けてください。

（裏）

注意事項
1 車両の種類に従い、所定の場所に駐車してください。 2 車両の入退場は、所定の開場時間内に行ってください。 3 この券の再発行はいたしませんので、紛失しないようご注意ください。 4 この券を折り曲げたり、磁気に近づけないでください。 5 駐車場内での車両の損傷、盗難等の事故に対する責任は負いません。 6 その他係員の指示に従ってください。

第 3 4 号様式 (第 3 2 条関係)

神奈川県
葉山港駐車場

領収書

(緑化協力金をいただいた場合)

第 3 5 号様式 (第 3 2 条関係)

神奈川県
葉山港駐車場

領収書

(緑化協力金をいただけなかった場合)

舟艇上下架装置利用承認申請書

年 月 日

葉山港指定管理者

〇〇 様

申請者〔法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表〕

住 所

氏 名

⑩

電話番号

次のとおり舟艇上下架装置を利用したいので、承認を申請します。

船 名		船 の 規 格	
セール番号		船 の 長 さ	メートル
利 用 内 容	<input type="checkbox"/> 上下架 <input type="checkbox"/> 下架のみ <input type="checkbox"/> 上架のみ		
利用希望日時	年 月 日 時 分 ごろ	利用希望回数	回
係留(陸置き)施設	年 月 日	から	
利用承認期間	年 月 日	まで	
※利用料			円

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

年 月 日

舟艇上下架装置利用承認書

様

葉山港指定管理者 ○○

次のとおり舟艇上下架装置の利用を承認します。

船名		船の規格	
セール番号		船の長さ	メートル
利用内容	<input type="checkbox"/> 上下架 <input type="checkbox"/> 下架のみ <input type="checkbox"/> 上架のみ		
利用希望日時	年 月 日 時 分ごろ	利用希望回数	回
係留(陸置き)施設	年 月 日	から	
利用承認期間	年 月 日	まで	
※利用料			円
※利用料の納付期限	年 月 日		

【注意事項】

- 1 表示の艇以外は利用できません。
- 2 利用については、係員の指示に従うこと。
- 3 利用料は、原則不還付とします。

第38号様式（第34条、第35条、第39条関係）（現金領収書）（用紙 縦16センチメートル 横9.5センチメートル）

(第1面)											
原 符											
第 号											
										円	
ただし、											
										納	
		年		月						日	
										会計員印	
(第2面)											
現 金 領 収 書											
第 号											
										円	
ただし、											
上記の金額を領収しました。											
										様	
		年		月						日	
										現金取扱主任	
										[印]	
										会計員	
備考											
1 100組つづりとし、複写式にすること。											
2 特殊な事項を記載する必要があるときは、現金取扱主任の承認を受けること。											

(表)

No.	No.
葉山港舟艇上下架装置	葉山港舟艇上下架装置
利 用 券 控	利 用 券
年 月 日発行	年 月 日発行
船名 船長 メートル	船名 船長 メートル
ル	ル
(陸置番号)	(陸置番号)
取扱者 ⑩	取扱者 ⑩
神 奈 川 県	神 奈 川 県
	(本券は当日限り有効です。)

(裏)

注 意 事 項	
1 利用の際は必ず係員に提示し、利用が終わったときは係員にお渡してください。	
2 上下架装置利用については、係員の指示に従ってください。	
3 表示の艇以外は利用できません。	
4 有効期限が切れたり、不用になつたときは必ずお返しください。	
5 不正利用手段として使用したときは無効として回収します。	

会議室等利用申込書

年 月 日

葉山港指定管理者

〇〇 様

申請者 住 所

氏 名

⑩

電話番号

次のとおり会議室等の利用を申し込みます。

利用の年月日	年 月 日 () から 年 月 日 () まで		
利用する施設 及び利用時間	施設（設備）名		人 員
	会 議 室	<input type="checkbox"/> 2階会議室A	()
		<input type="checkbox"/> 2階会議室B	()
		<input type="checkbox"/> 3階多目的室A	()
		<input type="checkbox"/> 3階多目的室B	()
設 備	<input type="checkbox"/> 音響セット	台	
利用の目的			
利用予定人員	人		
利用責任者	住 所		
	氏 名		
	電 話		
※利用料の額	円（施設利用料内訳		円）
	（設備利用料内訳		円）

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

年 月 日

会議室等利用承認書

様

葉山港指定管理者 ○○

次のとおり会議室等の利用を承認します。

利用の年月日	年 月 日 () から			年 月 日 () まで		
利用する施設 及び利用時間	施設（設備）名		人員	利用時間		
	会 議 室	<input type="checkbox"/> 2階会議室A	()	:	~	:
		<input type="checkbox"/> 2階会議室B	()	:	~	:
		<input type="checkbox"/> 3階多目的室A	()	:	~	:
		<input type="checkbox"/> 3階多目的室B	()	:	~	:
設 備	<input type="checkbox"/> 音響セット	台	:	~	:	
利用の目的						
利用予定人員	人					
利用責任者	住 所					
	氏 名					
	電 話					
※利用料の額	円（施設利用料内訳） 円					
	（設備利用料内訳） 円					

【注意事項】

- 1 承認された以外の施設、付属設備及び器具等を使用しないこと。
- 2 承認を受けずに壁、柱、窓等にはり紙し、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- 3 承認を受けずに事務所の付属設備及び器具等を事務所外へ持ち出さないこと。
- 4 指定場所以外において喫煙しないこと。
- 5 承認を受けずに火気を使用しないこと。
- 6 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- 7 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為はしないこと。
- 8 係員の指示に従うこと。
- 9 利用料は、原則不還付とします。

船具ロッカー利用申込書

年 月 日

葉山港指定管理者

〇〇 様

申請者 住 所 法人その他の団体に
あつては、所在地、名
称及び代表者の氏名 ⑩
氏 名
電話番号

次のとおり船具ロッカーの利用を申し込みます。

利用の年月日	年 月 日 () から		年 月 日 () まで
大型ロッカー	台	※施設利用番号	
小型ロッカー	台	※施設利用番号	
係留・陸置施設番号		船 名	
※利用料の額	円 (内訳 円)		

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

年 月 日

船具ロッカー利用承認書

様

葉山港指定管理者 ○○

次のとおり船具ロッカーの利用を承認します。

利用の年月日	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで		
大型ロッカー	台	※施設利用番号	
小型ロッカー	台	※施設利用番号	
係留・陸置施設番号		船 名	
※利用料の額	円（内訳 円）		

【注意事項】

- 1 承認された以外の施設、付属設備及び器具等を使用しないこと。
- 2 承認を受けずに壁、柱、窓等にはり紙し、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- 3 承認を受けずに事務所の付属設備及び器具等を事務所外へ持ち出さないこと。
- 4 指定場所以外において喫煙しないこと。
- 5 承認を受けずに火気を使用しないこと。
- 6 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- 7 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為はしないこと。
- 8 係員の指示に従うこと。
- 9 利用料は、原則不還付とします。

船 具 ロ ッ カ ー 利 用 廃 止 届

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

住 所

氏 名

印

〔 法人その他の団体にあつては、所在地
名称並びに代表者の氏名及び印 〕

次のとおり船具ロッカーの利用を廃止するので届け出ます。

利用承認期間	年 月 日 () から 年 月 日 ()		
大型ロッカー	台	施設利用番号	
小型ロッカー	台	施設利用番号	
係留・陸置施設番号		船 名	
利用廃止(船具搬出)予定年月日	年 月 日		

上記の利用の廃止(船具の搬出)を確認しました。

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

確認者 職氏名

葉山港一時使用届

年 月 日

葉山港指定管理者
○○ 様

住 所

氏 名

(印)

職 業

電話番号

次のとおり港湾内において行為をしたいので届け出ます。

行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	
行為の場所	
そ の 他	

- 注意事項
1. 港湾内における行為は係員の指示によること。
 2. 港湾内の艇その他器物に無断でふれないこと。